

議会だより

第3回定例議会

平成22年第3回西粟倉村議会定例会を、9月27日に開会しました。今議会では、監査委員より例月出納検査報告、事務事業監査報告の後、条例の制定2件、条例の改正1件、平成22年度各会計の補正予算9件、平成21年度決算認定10件が審議され、1件を除き、可決承認され閉会しました。

村長所信表明(抜粋)

農業者人口が22%近く減少したという記事が報道されています。日々感じる地域の厳しさを実感している我々からするとごく自然に受け取ってしまいますが、極めて厳しい現実があります。戦後団塊世代が高齢化して人口減に拍車がかかり、次の世代に順調に引き継ぐことができず、農林業ができない集落へと変わってしまいそうな

雰囲気です。国の新たな農家個別

補償制度も健全な農政は不可能ではと感じています。すでに今年の新米価格は15%から20%落ちていると聞いています。そういうことも含めて集約化と規模と中核農家の育成も含めた所得補償の健全なあり方についてしっかりと議論して頂きたいと感じています。

一般質問

草刈 勇一 議員

100年の森林づくり間伐事業について

間伐事業は少しずつ進んでいると思います。山主との契約は順調に進んでいますか。作業現場を見てまいりましたが、作業道は思っていたより広く感じました。片付けもそこそこしてありますが、大水が出るとどうなるのかと心配もあります。村としてはどのように予測されていますか。また、山主の皆さんは大変不安を持っておられます。もう少し丁寧に説明しなければならぬと思います。いまのままでは対応が不

十分ではないでしょうか。

村長答弁

昨今の木材市況からしますと、森林づくり事業への住民参加は極めて厳しい環境にあると考えています。23年度は優良材のA材以外のB材C材で割り箸生産なども含めて約5000㎥の材が動くということ、極めて躍動的になるのではないかなと感じています。予定していた300ヘクタールの搬出及び切り捨てが順調に達成できれば少し住民の参加も増えてくるのではと思っています。佐淵等すでに集団間伐が終わっている地域については極めて健全に進んでいます。

産業建設課長答弁

森林管理協定の締結については所有者の皆様になるべく丁寧にご理解いただくように団地についても細かく設定して、少人数で開催をしたりご自宅へ伺い説明をしています。不安の声があるということですので、よりいっそうの説明

努力をする必要があると考えています。また具体的な施業提案、作業道の敷設の部分については管理協定の中で森林組合がその責を負うということになっていますので、施業管理についてのご理解をいただくよう村としても森林組合についてよりいっそう指導をしていきたいと考えています。

國里吉文 議員

① 随意契約について

随意契約は競争入札の方法によらないで、任意の特定の者と契約をする方法で、一般競争入札を原則とする契約方法の特例なものです。地方自治法では不適正な運用をしないために「政令で定める場合に該当するときを限り、これによることができる」とありますが、今年度予算の中で130万円以上の随意契約は何件あり、その契約の根拠は何なのかを伺います。



村長答弁

近年、公共事業については国県、市町村を含めて1/2以下に激減しているのが実状です。また地域経済での公共の担う役割は大きなものがあります。また近年自由な裁量の交付金が村に沢山入っています。そんな中で、随意契約については極めて限られた案件です。またこれからも継続して随意契約をせざるを得ないような案件もあると思われる。

相手方との信頼性及び専門性、将来の経済性、継続性また大切な地元企業を育てる等を慎重に判断した結果と確認しています。

総務企画課長答弁

総務企画課、産業建設課、保健福祉課、教育委員会すべて合わせてまして、9月のこの定例予算で上程している予定のものを含めて現在契約済みのものが10件、予定にあるものが7件あります。根拠についてですが、地方自治法施行令第167条の2に第2項に該当するものが12件、第6項に該当する

ものが5件あります。

國里 吉文 議員

②災害対策工事について

美作市、佐用町では災害復旧工事が進んでいます。西粟倉村においても普段より危険箇所については対策を着実にやっていくべきだと思います。そこで、急傾斜地対策、治山ダム、砂防えん堤の新設や土砂の撤去、道路、河川沿いの危険木撤去などの取り組み状況について、また100年の森林で推進中の切り捨て間伐箇所においては、人家、道路、河川近くについて間伐木土留工整備をするべきだと思いますがいかに考えかお伺いします。

村長答弁

西粟倉の災害対策のベースは昭和38年の洪水、平成16年の台風による風倒木の被害です。以来半世紀の間、河川改修、護岸改修、治山堰堤、急傾斜対策等の対策を優先順位を選択しながら国、県、村の役割のなかで積極的に関わって

きました。大きな投資が必要で財政事情の厳しい昨今からするとさらに集中と選択をしながら繰り返し改修を重ねていくというのが現実だと思います。

また山林の土壌が軟弱になり災害の危険性が高まっている裏山等については、普通の間伐を繰り返すだけではなくて、集団でする中で少し高コストになるかも分かりませんが、丁寧な間伐の繰り返しが必要だと思います。さらに急がれる案件についても対応をしっかりとりたいと考えています。

産業建設課長答弁

急傾斜地対策としては、今年度から県の事業として影石地区の城ヶ谷から寺山付近までの対策事業に着手しています。現在測量試験を行っており、地区説明会については工法が決まり次第、開催を予定しています。また治山堰堤については県の予算の関係もあり、毎年概ね1件程度が実施されています。今年度は塩谷地区で1箇所実施しています。堰堤の土砂の取り除き

については、ほとんど補助事業がつかないこともあり、村長の指示により単独事業によって、明らかに土砂の撤去をしなくてはいけない箇所についてはピクアップをしながらしています。また、川沿いの危険木の撤去については、平成22年度については県へ坂根地区と筏津地区の雑木等の一斉撤去をお願いしています。基本的には用地や工事用道路の確保が必要になりますので、地域住民の皆さんの相当のご協力を頂かないと大きな工事は難しいと思われれます。

岸本 武志 議員

西粟倉村の河川について

村内の河川護岸壁に樹木がへばりつくように生長しています。河川補修した壁に樹木が生長すると、川の水が増して樹木に当たると揺れて損壊するおそれがあります。まして川が森林のようになり、川らしくない川になりました。川は川でありたいものです。河川補修してない所は樹木があれば木の根で石垣かわりになると思います。

この事に対しては村の考えはどうですか。

村長答弁

西栗倉村の河川改修は昭和38年の水害からスタートしています。ブロック等の破損、ひび割れ等が多く発生してその間から草木等が生えて大きくなったものが大半です。

一方景観対策で行ったものが他方ではいろいろ障害が発生することもあります。建物等では耐震法の関係で年限を定めやり替え、又は鉄骨を入れるなど補強することになっていますが、残念なことに河川護岸では方法がないと考えています。村としても県、国と相談をしながら十分に注意を払っていきたくと考えています。

産業建設課長答弁

河川については1級河川として吉野川水系と塩谷川それから砂防河川として大海里、引谷、知社川があります。これについては県の管理と繋がっているので河川の護

岸や雑木については県へ撤去をお願いしています。当然護岸が破損したり流木のひっかかりにより水位があがったり橋梁にあたりたりというようなことがあります。

県と協議を行いながら除去の作業を行っています。ただ河川で雑木の除去や浚渫の要望の他に、自然保護の観点からの要望をされる住民の方もおられますので、十分に協議し慎重に作業を進めます。

報告

- ◇ 例月出納検査報告
- ◇ 事務事業監査報告
- ◇ 平成21年度健全化判断比率報告
- ◇ 平成21年度資金不足比率報告

可決した議案

《条例の制定》

- ◇ 西栗倉村森林管理事業特別会計 条例の制定
- ◇ 西栗倉村道路管理条例の制定

《条例の改正》

- ◇ 西栗倉村乳幼児医療費給付に關する条例の一部改正

《否決した議案》

- ◇ 西栗倉村宅地分譲廃止条例

《補正予算》

- ◇ 一般会計(第3号)

補正額 一三三、二六八千円

予算総額二、〇四二、六四一、千円

(補正の主なものは、事業等)

- ◇ 国保事業会計(第2号)

補正額 二八、七〇七千円

予算総額 二四六、五八八千円

(前年度繰越金等)

- ◇ 国保診療所会計(第1号)

補正額 六、〇三九千円

予算総額 七二、二五六千円

(前年度繰越金等)

- ◇ 後期高齢者医療事業会計

補正額 △二千円

予算総額 一九、五九〇千円

(前年度繰越金等)

- ◇ 介護保険事業会計(第1号)

補正額 △四二〇千円

予算総額 一七〇、五八〇千円

(前年度繰越金等)

- ◇ 介護サービス事業会計(第1号)

補正額 △五六五千円

予算総額 五、四九九千円

(前年度繰越金等)

- ◇ 簡易水道事業会計(第3号)

補正額 一六千円

予算総額 六八、六一三、千円

(前年度繰越金等)

- ◇ 農業集落排水事業会計(第3号)

補正額 六八五千円

予算総額 七〇、四一八、千円

(維持管理費等)

- ◇ 森林管理事業会計

予算総額 二〇、二三〇千円

(立木売却等に伴う事業費)

《決算認定》

◇ 平成21年度の一般会計、特別会計(国保事業・国保診療所・後期

高齢者事業・老人保健事業・介護

保険事業・介護サービス事業・簡

易水道事業・農排事業・観光事業)

の一〇会計について、高木宣美代

表監査委員から決算審査意見の報

告の後審議、可決認定されました。

(決算の詳しい内容は、別冊に掲載しています)

